

海上運送法 8.

1. 案内情報

- ① 手続名 : 安全管理規程の設定又は変更の届出
- ② 手続根拠 : 海上運送法第10条の3（海上運送法第19条の4第1項により適用又は第19条の6の3第2項もしくは第20条の2第2項により準用する場合に限る）
- ③ 手続対象者 : 対外旅客定期航路事業、人の運送をする外航貨物定期航路事業及び人の運送をする外航不定期航路事業を営もうとする者（変更の場合は対外旅客定期航路事業、人の運送をする外航貨物定期航路事業及び人の運送をする外航不定期航路事業を営む者）
- ④ 提出時期 : 事業開始の日（変更の場合は当該変更を実施する日）までに提出。
- ⑤ 提出方法 :
- 次に掲げる事項を記載した安全管理規程作成（変更）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等を経由して国土交通省に提出。（当該所在地を管轄する運輸支局等又は海事事務所を経由することも出来ます。）
- （1）住所及び氏名
- （2）届出をしようとする安全管理規程（変更届出の場合は、新旧の安全管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
- （3）事業開始予定期日（変更届出の場合は、その実施の予定期日）
- （4）変更届出の場合は、変更を必要とする理由
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 記載要領・記載例 : 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等にお問合せ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 :
- | | |
|-----------------------|--------------|
| 北海道運輸局海上安全環境部運航労務監理官 | 011-290-2773 |
| 東北運輸局海上安全環境部運航労務監理官 | 022-791-7511 |
| 北陸信越運輸局海事部運航労務監理官 | 025-285-9160 |
| 関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官 | 045-211-7230 |
| 中部運輸局海上安全環境部運航労務監理官 | 052-952-8012 |
| 近畿運輸局海上安全環境部運航労務監理官 | 06-6949-6415 |
| 神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官 | 078-321-7058 |
| 中国運輸局海上安全環境部運航労務監理官 | 082-228-8708 |
| 四国運輸局海上安全環境部運航労務監理官 | 087-802-6830 |
| 九州運輸局海上安全環境部運航労務監理官 | 092-472-3181 |
| 沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官 | 098-866-1839 |
- ② 受付時間 : 提出先にお問合せ下さい
- ③ 相談窓口 : 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等

3. 手続情報

① 審査基準

: 定期航路事業－海上運送法施行規則第 21 条の 20

不定期航路事業－海上運送法施行規則第 23 条の 12

1. 案内情報

- ① 手続名 : 安全管理規程の設定又は変更の届出
- ② 手続根拠 : 海上運送法 第10条の3第1項 (一般旅客定期航路事業)
" 第19条の3第3項 (第10条の3準用)
(特定旅客定期航路事業)
" 第23条 (第10条の3準用)
(旅客不定期航路事業)
" 第19条の6の3第2項 (第10条の3準用)
(人の運送をする貨物定期航路事業)
" 第20条の2第2項
(人の運送をする不定期航路事業)
- ③ 手続対象者 : 一般旅客定期航路事業を営もうとする者
特定旅客定期航路事業を営もうとする者
旅客不定期航路事業を営もうとする者
人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者
人の運送をする不定期航路事業を営もうとする者
- ④ 提出時期 : 事業開始の日 (変更の場合は当該変更を実施する日) までに提出。
- ⑤ 提出方法 :
次に掲げる事項を記載した安全管理規程作成 (変更) 届出書を所轄地方運輸局長に提出。
(1) 住所及び氏名
(2) 届出をしようとする安全管理規程 (変更届出の場合は、新旧の安全管理規程 (変更に係る部分に限る。) を明示すること。)
(3) 運航開始予定期日 (変更届出の場合は、その実施の予定期日)
(4) 変更届出の場合は、変更を必要とする理由
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 記載要領・記載例 : 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等にお問合せ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部運航労務監理官 011-290-2773
東北運輸局海上安全環境部運航労務監理官 022-791-7511
北陸信越運輸局海事部運航労務監理官 025-285-9160
関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官 045-211-7230
中部運輸局海上安全環境部運航労務監理官 052-952-8012
近畿運輸局海上安全環境部運航労務監理官 06-6949-6415
神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官 078-321-7058
中国運輸局海上安全環境部運航労務監理官 082-228-8708
四国運輸局海上安全環境部運航労務監理官 087-802-6830

九州運輸局海上安全環境部運航労務監理官 092-472-3181
沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官 098-866-1839

- ② 受付時間 : 提出先にお問合せ下さい
- ③ 相談窓口 : 主たる事務所又は営業所を管轄する地方運輸局等

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 定期航路事業・不定期航路事業－海上運送法施行規則第7条の3